

神奈川県青少年保護育成条例に基づく行政処分基準

平成22年12月28日制定（平成23年4月1日施行）
最終 平成30年9月27日改正（平成30年10月1日施行）

1 目的

この基準は、神奈川県青少年保護育成条例（以下「条例」という。）に基づく命令その他の不利益処分を行うための基準その他必要な事項を定めるものとする。

2 用語の意義

この基準で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

3 処分手続

不利益処分に係る手続きは、原則として神奈川県行政手続条例の規定に従ってこれを行うものとする。

ただし、神奈川県児童福祉審議会への諮問については、条例の定めによる。

4 処分基準

(1) 条例第17条第3項の規定による命令

ア 違反行為の確認

条例第51条の規定による立入調査により、自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類（以下「有害図書類等」という。）が収納されていることを確認したとき、又は県警察から自動販売機等に、有害図書類等が収納されていることを確認したとの通報があったときに、知事が確認したものとする。

イ 不利益処分の対象要件

違反行為の確認後、自動販売業者に除去を指導したにも関わらず、直ちに当該有害図書類等を当該自動販売機等から除去しないとき。

ウ 不利益処分の内容

- (ア) 自動販売機等から当該有害図書類等の除去を命ずること
- (イ) 自動販売機等から当該有害図書類等を除去した旨を報告するよう命ずること
- (ウ) その他当該有害図書類等の除去に関して必要と認められる措置をとるべきことを命ずること

(2) 条例第17条第4項の規定による命令

ア 違反行為の確認

条例第51条の規定による立入調査により、自動販売機等に有害図書類等が収納されていることを確認したとき、又は県警察から自動販売機等に、有害図書類等が収納されていることを確認したとの通報があったときに、知事が確認したものとする。

イ 不利益処分の対象要件

- (ア) 条例第17条第3項の規定による命令を受けた自動販売業者が、当該命令を受けた日の翌日から起算して5日以内に、当該自動販売機等から当該有害図書類等を除去しないとき。
- (イ) 条例第17条第3項の規定による命令を受けた自動販売業者が、当該命令を受けた日の翌日から起算して6月以内に再び当該自動販売機等に有害図書類等を収納した場合で、当該自動販売業者に除去を指導したにも関わらず、直ちに当該有害図書類等を当該自動販売機等から除去しないとき。
- (ウ) 自動販売業者又は自動販売機等管理者が、当該自動販売業者の設置する自動販売機等に収納する図書類又はがん具類が有害図書類等に該当することとなった日の翌日から起算して5日以内に当該有害図書類等を除去しなかった場合で、当該自動販売業者又は自動販売機等管理者に除去を指導したにも関わらず、直ちに当該有害図書類等を当該自動販売機等から除去しないとき。

ウ 不利益処分

- (ア) 当該自動販売機等の撤去を命ずること
- (イ) 当該自動販売機等を撤去するまでの間、全ての収納物を当該自動販売機等から除去し、かつ電源を切断しておくことを命ずること
- (ウ) 当該自動販売機等を撤去した旨を報告すること
- (エ) その他当該自動販売機等の撤去に関して必要と認められる措置をとるべきことを命ずること

(3) 有害広告物の撤去

ア 有害広告物の確認

県職員が、広告物の調査を行い、条例第9条第1項各号の規定に該当すると認めた場合に知事が確認したものとする。

イ 不利益処分の対象行為

有害広告物を確認した場合において、当該広告物の広告主又は管理者に対し、撤去又は内容の変更を指導したにも関わらず、その指導に従わないとき。

ウ 不利益処分の内容

- (ア) 当該広告物の撤去を命ずること
- (イ) 当該広告物の内容を変更することにより、条例第9条第1項各号いずれにも該当しないこととなる場合は、内容の変更を命ずること
- (ウ) 当該広告物を撤去又は内容の変更をした旨を処分者に報告すること
- (エ) その他当該広告物の撤去又は内容の変更に関して必要と認められる措置をとるべきことを命ずること

(4) 有害広告文書の戸別頒布の制限

ア 違反行為の確認

県民からの通報等により県職員が頒布実態の調査を行い、条例第21条第1項の規定に該当する有害広告文書が戸別に頒布されたことが明らかとなった場合に、知事が確認したものとする。

イ 不利益処分の対象要件

有害広告文書を現に戸別に頒布しているとき、又は戸別に頒布した実態が明らかであるとき

ウ 不利益処分の内容

- (ア) 有害広告文書を戸別に頒布する行為の中止を命ずること
- (イ) 有害広告文書を戸別に頒布させる行為の中止を命ずること
- (ウ) 有害広告文書を戸別に頒布する方法により広告を行うことの中止を命ずること
- (エ) 有害広告文書を戸別に頒布する方法により広告を行うことを受託することの中止を命ずること
- (オ) その他有害広告文書を戸別に頒布することを中止するために必要な措置をとるべきことを命ずること

(5) 条例第27条の6第1項の規定による命令

ア 違反行為の確認

条例第27条の2から第27条の5までの規定に違反する有害役務提供営業者の行為について、条例第51条の規定による立入調査により確認し、又は県警察から確認したとの通報があったときに、知事が確認したものとする。

イ 不利益処分の対象要件と不利益処分の内容

不利益処分の対象要件【条例の関係条項】	不利益処分の内容
(ア) 青少年を現に客に接する業務に従事させ、又は従事させたという実態が明らかであるとき【第27条の2第1項及び第2項第1号】	<ul style="list-style-type: none">・ 青少年を客に接する業務に従事させないよう命ずること・ 青少年を客に接する業務に従事させないようにするためにとった改善措置について報告を命ずること

(イ) 店舗型有害役務提供営業若しくは営業所を設けて営む無店舗型有害役務提供営業において、青少年を現に営業所に客として立ち入らせ、又は立ち入らせたという実態が明らかであるとき【第27条の2第1項及び第2項第2号】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年を客として立ち入らせないように命ずること ・ 青少年を客として立ち入らせないようにするためにとった改善措置について報告を命ずること
(ウ) 無店舗型有害役務提供営業（営業所を設けて営む場合を除く。）において、青少年を現に客とし、又は客としたという実態が明らかであるとき【第27条の2第2項第3号】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年を客としないよう命ずること ・ 青少年を客としないようにするためにとった改善措置について報告を命ずること
(エ) 青少年に対し、客に接する業務に従事するよう、又は客となるよう勧誘しないよう指導したにも関わらずその指導に従わないとき【第27条の3第1項】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年に対する勧誘を行わないよう命ずること
(オ) 客に接する業務に従事するよう、又は客となるよう勧誘する行為を青少年にさせないよう指導したにも関わらず、その指導に従わないとき【第27条の3第2項】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勧誘行為を青少年にさせないよう命ずること
(カ) 青少年が客となつてはならない旨を明らかにせず広告又は宣伝を行わないよう指導したにも関わらず、その指導に従わないとき【第27条の4第1項】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年が客となつてはならない旨を明らかにせず広告又は宣伝を行わないよう命ずること
(キ) 規則の定めるところにより営業所に青少年が客として立ち入ってはならない旨を表示するよう指導したにも関わらず、その指導に従わないとき【第27条の4第2項】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年が客として立ち入ってはならない旨を表示するよう命ずること ・ 表示を行った旨を報告するよう命ずること
(ク) 従事者名簿を調製し、備え置くよう、又は従業者名簿に必要な変更を加えるよう指導したにも関わらず、その指導に従わないとき【第27条の5】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従事者名簿を調製し、備え置き、又は必要な変更を加えるよう命ずること ・ 従業者名簿の調製等を行った旨を報告するよう命ずること

(6) 条例第27条の6第2項の規定による営業停止命令

ア 営業停止命令の対象要件

(5)により必要な措置等を命じたにも関わらず、有害役務提供営業者が当該命令に従わなかったとき。

イ 量定

(ア) 量定の区分

営業停止命令の期間の量定（以下「量定」という。）は、営業停止命令に違反した場合は6月とし、それ以外の違反行為については、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ右欄に定めるとおりとする。

違反行為	営業停止命令の期間の量定
a 青少年を客に接する業務に従事させることの禁止違反に対する処分（(5)イ(ア)）違反	1月以上6月以下とし、基準期間は2月 20日以上4月以下とし、基準期間は1月
b 青少年を客として立ち入らせることの禁止違反に対する処分（(5)イ(イ)）違反	
c 青少年に対する勧誘の禁止違反に対する処分（(5)イ(エ)）違反	
d 勧誘行為を青少年にさせることの禁止違反に対する処分（(5)イ(オ)）違反	

e 青少年を客とすることの禁止違反に対する処分（(5)イ(ウ)）違反	10日以上2月以下とし、基準期間は20日
f 広告・宣伝に係る義務違反に対する処分（(5)イ(カ)）違反	
g 青少年立入禁止表示義務違反に対する処分（(5)イ(キ)）違反	
h 従業者名簿に係る義務違反に対する処分（(5)イ(ク)）違反	5日以上40日以下とし、基準期間は14日

(イ) 違反行為が2以上行われた場合の量定（営業停止命令の併合）

違反行為が2以上行われた場合は、一つの営業停止命令を行うものとする。この場合の量定は、該当する違反行為のうち最も重い量定区分の上限の1.5倍を上限とし、最も重い量定区分の下限をもってその下限とする。ただし、その上限は、該当する各量定の上限を合計した期間及び6月を超えることができない。

(ウ) 一つの行為が2以上の違反行為に該当する場合の量定（観念的競合）

2以上の違反行為に該当する一つの違反行為について営業停止命令を行う場合は、最も重い量定区分に基づくものとする。

(エ) 常習的な違反行為に対する量定（常習加重）

最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し、営業停止命令を行う場合は、イ(ア)の該当する違反行為の量定の上限及び下限にそれぞれ最近3年間に営業停止命令を受けた回数 of 2倍の数を乗じて得た期間を上限及び下限とする。ただし、その上限は、6月を超えることができない。

ウ 営業停止命令に係る期間の決定

営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次のとおりとする。

(ア) 原則としてイ(ア)に定める基準期間によることとする。ただし、次の場合には、それぞれの定めるところにより基準期間を変更する。

a イ(イ)に規定する場合（併合）は、該当する違反行為のうち最も重い量定区分の基準期間の1.5倍とする。

b イ(ウ)に規定する場合（観念的競合）は、該当する違反行為のうち最も重い量定区分の基準期間とする。

c イ(エ)に規定する場合（常習加重）は、該当する量定の基準期間の2倍とする。

d 営業停止命令に違反して営業を停止しなかった者に対し営業停止命令を行う場合は、6月とする。

(イ) 次に掲げる事由があるときは、(ア)にかかわらず、情状により、イに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減することができる。

a 量定を加重すべき事由

(a) 最近3年間に営業停止命令を受けていること

(b) 違反行為の態様が著しく悪質であること

(c) 従業者の大多数が違反行為に加担していること

(d) 改悛の情が見られないこと

(e) 県民からの苦情等が多数あること

(f) 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと

(g) 16歳未満の者の福祉を害する違反行為であること

(h) その他、神奈川県児童福祉審議会が量定を加重すべきとした場合

b 量定を軽減すべき事由

(a) 他人に強いられて違反行為を行ったこと

(b) 営業者（法人にあっては役員）の関与がほとんどなく、かつ、従業者の違反行為を防止できないことについて過失がないと認められること

(c) 最近3年間に違反行為を行ったことがなく、改悛の情が著しいこと

(d) 具体的な営業の改善措置を自主的かつ速やかに行っていること

(e) その他、神奈川県児童福祉審議会が量定を軽減すべきとした場合

5 処分後の措置

- (1) 不利益処分を行った後は、処分命令に違反していないかどうかを確認することとする。
- (2) 不利益処分を行った場合は、その旨を県警察に通知することとする。